第１章
計画の概要

１．計画策定の考え方

江東区では平成 27 年（2015 年）３月に「江東区スポーツ推進計画」を策定し、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽に「する」、「みる」、「支える」スポーツに親しめる環境を整えることで、区民にスポーツをより身近に感じてもらうとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを見据えたスポーツ振興のロードマップとして、有形・無形のレガシーを残し、誇りあるスポーツ環境の創造に取り組んできました。

平成 29 年（2017 年）に国が策定した「第 2 期スポーツ基本計画」や東京都が平成 30 年（2018 年）に策定した「東京都スポーツ推進総合計画」、そして令和２年度（2020 年度）からの区の新たな長期計画の考え方などを踏まえ、令和２年（2020 年）３月に現行の計画を引き継ぐ形で「江東区スポーツ推進計画」を策定しました。

２．計画策定の背景

（１）計画策定の社会的背景

人口構造の急激な変化や情報化の進展とともに人々のライフスタイルや価値観が多様化するなか、「健康と生きがいづくり」だけでなく「感動や共感」「地域コミュニティの形成」といったスポーツがもたらす効果に対しても、その重要性が改めて認識されています。

一方で、働き盛り・子育て世代や障害者は日常的に体を動かす機会が少なく精神的なストレスの蓄積や生活習慣病の増加など、心身の健康に問題を生じるケースが増えています。

スポーツの価値の中核となる「楽しさ」や「喜び」を区民の誰もが日常の中で気軽に享受することで、一人ひとりが健康で生き生き過ごしていくことができる環境づくりが求められています。

（２）国・都の動向

①国の動向

2017 年に、スポーツ基本法に基づき 2021 年度までの５年間におけるスポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針として、第２期スポーツ基本計画が策定されました。

第２期スポーツ基本計画では「スポーツの価値」について、「スポーツで人生が変わる」、「スポーツで社会を変える」、「スポーツで世界とつながる」、「スポーツで未来を創る」という４つの観点から説明がなされた上で、「スポーツ参画人口」を拡大し、他分野との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことが基本方針として提示されています。

また、2018 年には国民全体の週１回以上スポーツ実施率の向上のための新たなアプローチや、即効性のある取組を行動計画として「スポーツ実施率向上のための行動計画（2018 年９月）～「スポーツ・イン・ライフ」を目指して～」が取りまとめられ、2019 年には障害のある方がその個性や能力を生かして活躍できる場のより一層の拡大を目指すなかで、障害者活躍推進プラン５「障害のある人のスポーツ活動を支援する～障害者のスポーツ活動推進プラン～」が策定されるなど、スポーツ参画人口の拡大にむけ、様々な取組が進められてきています。

②東京都の動向

東京都は「東京都スポーツ推進計画（2013 年３月策定）」及び「東京都障害者スポーツ振興計画（2012 年３月策定）」を見直し、スポーツを通じて東京の未来を創造していくための計画として、2018 年３月に「東京都スポーツ推進総合計画」を策定しました。

同計画は「スポーツを通じた健康長寿の達成」「スポーツを通じた共生社会の実現」「スポーツを通じた地域・経済の活性化」の３つを政策目標に掲げ、30 の政策指針をもとに具体的な取組を整理しています。基本理念を「スポーツの力で東京の未来を創る」として、都民のスポーツ実施率 70%を達成し、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化する「スポーツ都市東京」の実現を目指す計画となっています。

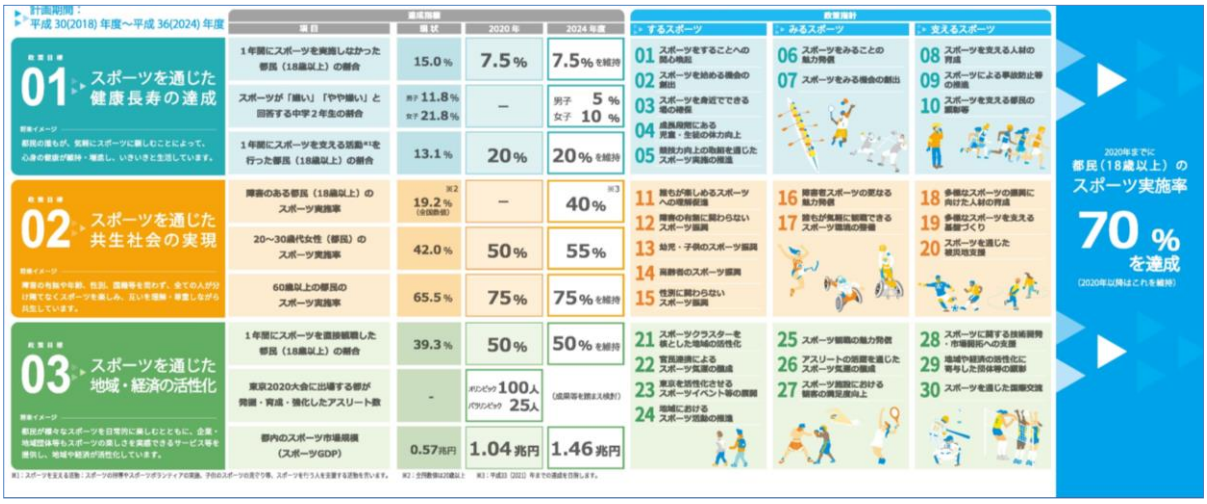

３．本計画の位置づけ

スポーツ推進計画は、新たな長期計画の下、区の関連計画や国、都との整合を図った上で、区のスポーツに係る基本計画として策定します。

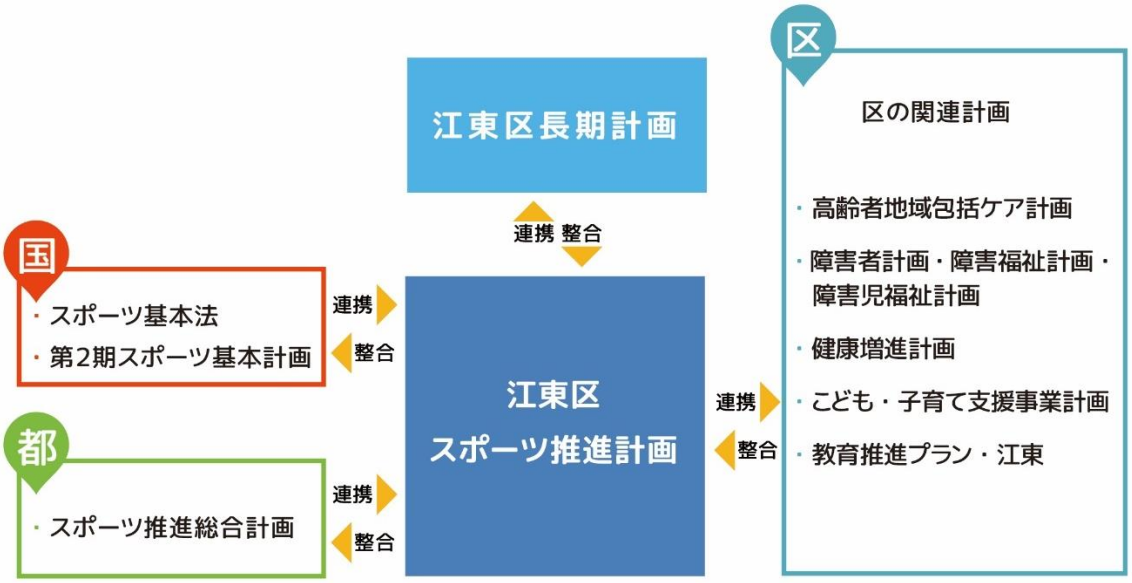

４．計画期間

本計画の計画期間は令和２年度から令和６年度までの５年間とします。

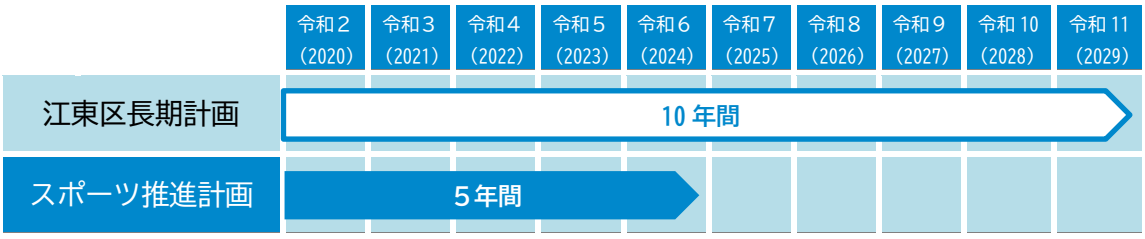

５．本計画におけるスポーツの定義

本計画における「スポーツ」とは、野球やサッカーなど一定のルールに基づいて勝敗や記録を競う競技スポーツだけでなく、散歩や体操などの体を動かすことを意識して行う運動も今後は「スポーツ」として広く捉えることとします。

スポーツの定義は諸説あると言われていますが、1964 年の東京オリンピックの際に国際スポーツ体育協議会（ICSPE）※1は「プレイの性格を持ち、自己または他人との競争、あるいは自然の障害との対決を含む運動はすべてスポーツである」と定義しています。

スポーツ（sport）の語源はラテン語の「deportare」に由来するとされていますが、この言葉は「運搬する」「転換する」という本来的な意味から、「気分を転じさせる」「気を晴らす」といった精神的な次元での「移動」「転換」に変化し、「義務からの気分転換、元気の回復」ということが一義的な意味を持つようになったと言われています。

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）においてスポーツは「世界共通の人類の文化である」「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」であるとされています。また、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」とされており、スポーツは区民の生活を豊かにしていくものの一つに位置づけられています。

近年、競技的な意味合いだけでなく、気分転換や楽しむものという認識も広まってきており、本計画においてもこうした経緯を踏まえるとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを迎えるにあたり、スポーツの定義を広く捉えていくこととします。

※1 1982 年に現名称である「国際スポーツ科学・体育協議会（ICSSPE）」となっています。

【コラム１】江東区内の東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会　競技会場

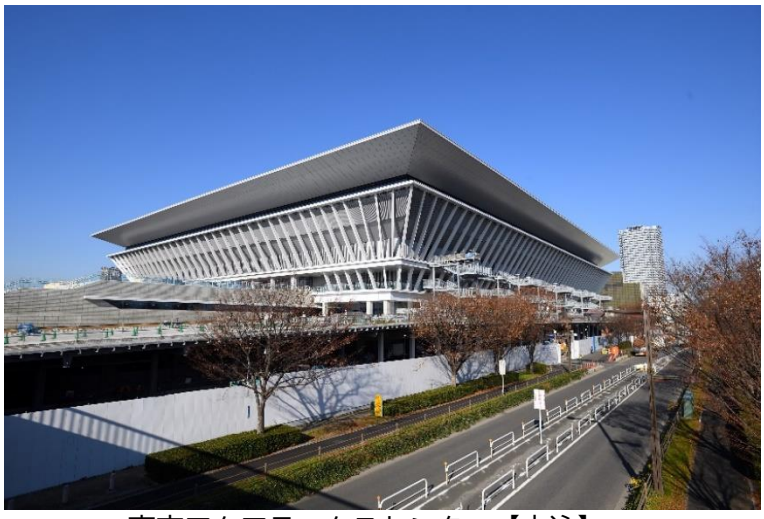

東京アクアティクスセンター【水泳】

夢の島公園アーチェリー場【アーチェリー】

海の森水上競技場【カヌー、ボート】